

改定OECDオンライン上の子どもの保護勧告
「デジタル環境の子どもに関する OECD勧告」概説
～これからのILASに向けて～

東京国際工科専門職大学 教授
齋藤長行

もくじ

- 1: 「OECDオンライン上の子どもの保護勧告」の改定
- 2: 「デジタル環境の子どもに関するOECD勧告」の構造
- 3: リスクタイポロジーの概説
- 4: 「デジタルサービスプロバイダーに向けたOECDガイドライン」の概説
- 5: これからのILASに向けて – 改定OECD勧告から得られる示唆

自己紹介

- 齋藤長行（さいとう ながゆき）

- 現職

- 東京国際工科専門職大学 工科学部 教授
- お茶の水女子大学サイエンス&エデュケーションセンター 客員教授
- 総務省情報通信政策研究所特別研究員（兼務）

- 主な委員・役職

- 経済協力開発機構(OECD)科学技術産業局(STI)ポリシーアナリスト
インターネットの青少年保護政策担当（2012年～2013年）
- 経済協力開発機構（OECD）デジタル経済セキュリティ・プライバシー作業部会（WPSPDE）日本代表団
- OECDオンライン上の子どもの保護勧告改訂委員会 エキスパートグループ 委員



博士
(メディアデザイン学)

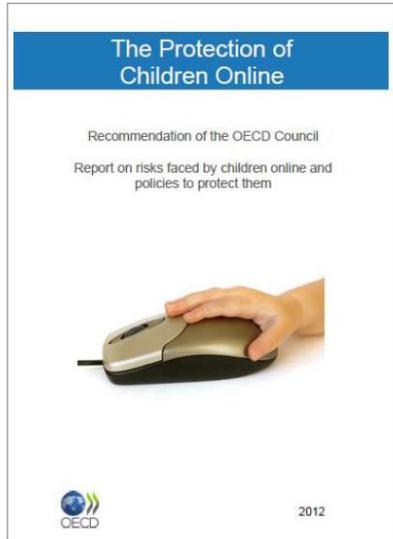
社会
情報学

行動
経済学

教育
工学

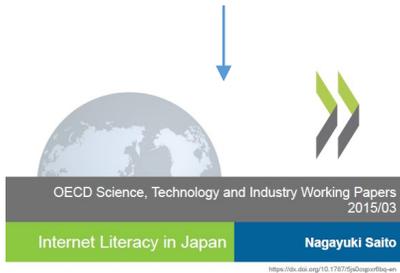


OECDのインターネット利用環境整備に関する研究



OECD (2012). "The Protection of Children Online", OECD Publishing

総務省
青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標等に係る調査 (ILAS)



Saito (2015). "Internet Literacy in Japan", OECD Publishing



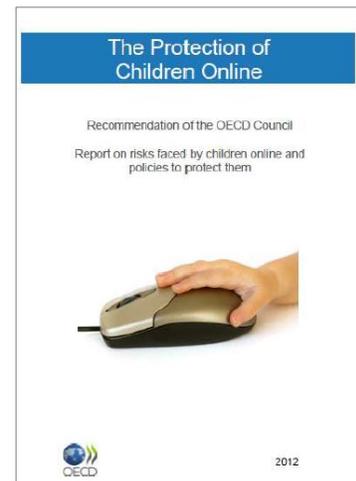
『サイバーリスクから子どもを守る』
経済協力開発機構 (OECD) 編著
齋藤長行 著・訳
新垣円 訳
2016年2月出版



『エビデンスに基づくインターネット青少年保護政策』
齋藤長行 著
2018年12月出版

「OECDオンライン上の子どもへの保護勧告」の改定

- OECD (2011)
- 社会として、インターネット環境において弱者の立場にある青少年を保護し、彼らがインターネット上で自由に自分を表現できる利用環境を確保する必要があると言える。
- この様な状況を鑑み、OECDは国際社会に向けた青少年保護の勧告として「**インターネット青少年保護勧告 (2012 OECD Council Recommendation on the Protection of Children Online)** (以下：OECD勧告)」を発した。



OECD勧告の要点

- OECD勧告は、1989年の「**国際連合子どもの権利条約**（United Nation Convention on the Rights of the Child）」にならい、すべてのステークホルダーは安全なインターネット環境を構築し、青少年が責任あるデジタル市民となるよう教育するという原則を含んでいる。
- さらに、インターネット上で青少年を守るために政府が公共政策として、次の3つの政策課題について焦点を当てている。
 - **エビデンスに基づく政策形成アプローチ**をとる必要があること
 - **政策協調**を促すための調整を図る
 - **国際協力**のために国内政策の効率性と処理能力を上げ、一貫性と妥当性を確保することである。
- OECD勧告では、インターネットを利用する青少年の保護を講じるための国際的な政策課題の一つとして、**国際協力の基盤を構築し、国境を超えるインターネットのリスクに対処**することがあげられている。

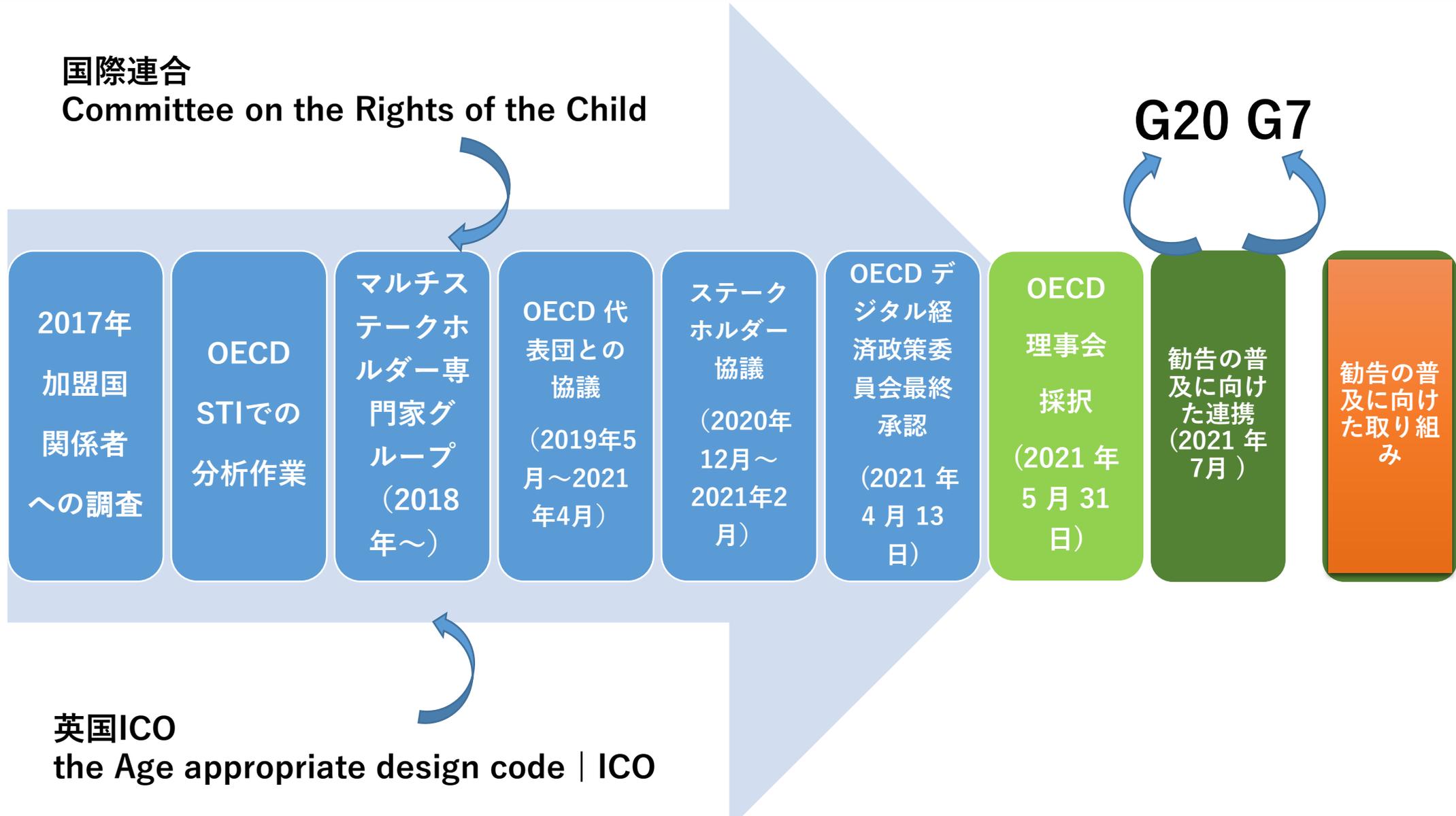
OECD勧告と日本の青少年保護政策との関係

- 内閣府の**第2次青少年インターネット環境整備基本計画**において、OECD勧告との連携について言及。
 - 国境を越えて情報を発信・閲覧することができるインターネットの特性にかんがみ、国際的な機関や関係国間の会議等に参画し、日本の取組について積極的に情報発信する。
 - 各国の取組に関する情報交換を進める。
 - 関係府省で連携し、継続的に対応。
- 第3次、第4次基本計画
 - 国際機関等において策定された指針等やこれらに基づく民間主導の実効的な青少年保護に係る取組に関する情報提供等の支援を行うなど、国際的な連携を目指した取組を推進する。

近年の考慮すべき問題へのOECDの意識



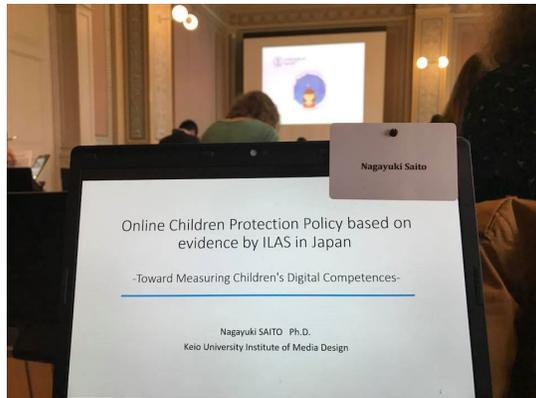
OECD勧告の開発過程



出所：OECD (2021). “recommendation on children in the digital environment”に加筆

OECDの専門家会議 2018

チューリッヒ大学講堂にて



OECDの専門家会議 2020～

コロナパンデミック以降は、オンラインで開催

Zoom ミーティング Lisa Robinson の画面を表示しています オプションを表示

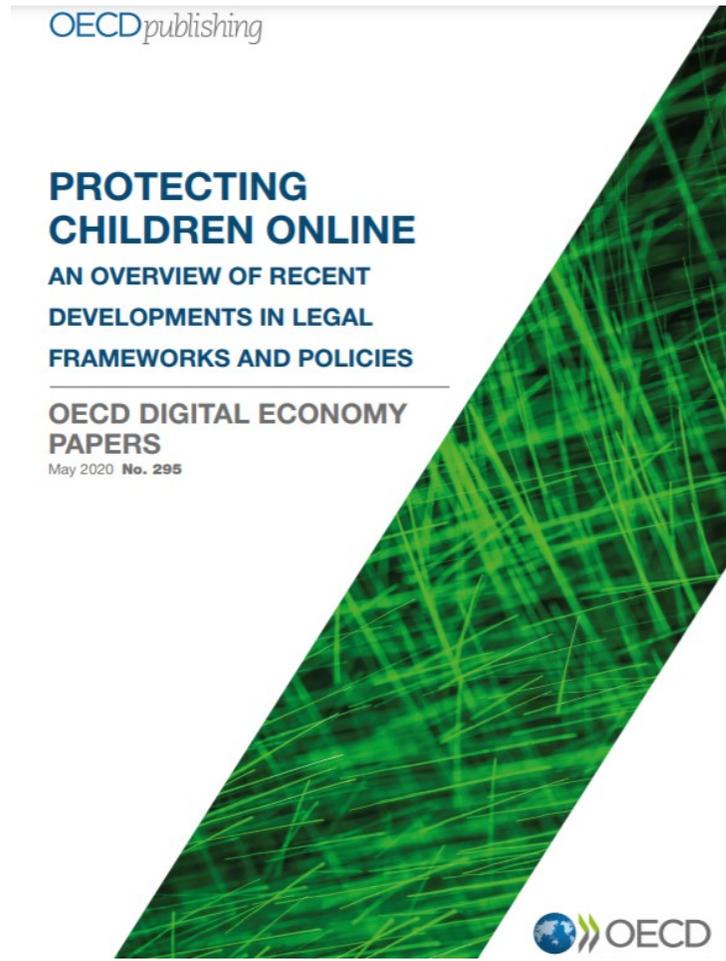
Nagayuki Saito

How this might look for the Children Recommendation?

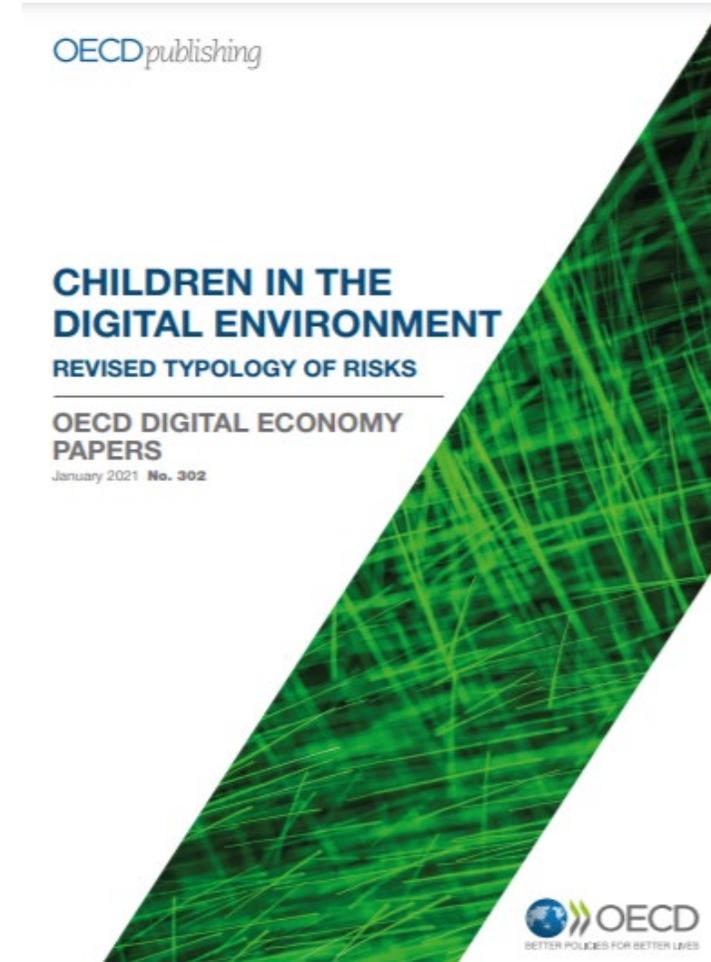
- Context**
 - Background to Recommendation & history of development
 - Digital Environment as a fundamental and integral part of children's daily lives
 - Balancing risks and opportunities
 - Establish enabling & equitable digital access
- Key Concepts**
 - Different stakeholders and their roles
 - Age appropriate child safety by design
 - Children's rights in the digital environment (e.g. best interests, participation, right to privacy, etc.)
 - Interplay with other standards (e.g. UNCRC General Comment No.25, ITU Standards, ICPEN Guidelines, COE Work, etc.)
- Applicability**
 - Guidance on implementing principles, overarching framework, international co-operation
 - Specific case studies (i.e. Practical examples of child safety by design, child participation)
 - Examples of good practice (i.e. specific legal frameworks, examples of single oversight bodies)
- Future work**
 - Shared statistical frameworks

ミュート解除 ビデオの停止 参加者 30 チャット 画面の共有 レコーディング 退出

改定勧告に関連するレポート



<https://doi.org/10.1787/9e0e49a9-en>



<https://doi.org/10.1787/9b8f222e-en>

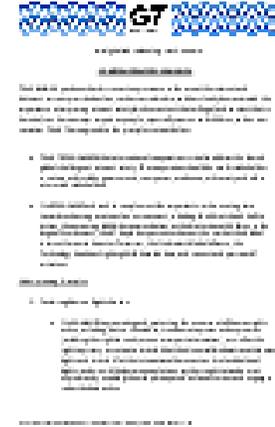
「デジタル環境の子どもに関する OECD勧告」

The Recommendation is available at the [OECD's Legal Compendium](#) or through a dedicated webpage on the OECD's work on [Children in the Digital Environment](#)



改定OECD勧告の普及に向けた連携

- 2021年4月に英国で開催された**G7**
- 「G7デジタル・技術大臣会合」において、OECDの改定勧告が協議の基となり、「**G7インターネット安全性原則**（G7 Internet Safety Principles）」の承認に寄与
- 2021年8月にイタリアで開催された**G20**
- OECDの改定勧告を踏まえて、「**デジタル環境における子どもの保護とエンパワーメントのためのG20ハイレベル原則**（G20 HIGH LEVEL PRINCIPLES FOR CHILDREN PROTECTION AND EMPOWERMENT IN THE DIGITAL ENVIRONMENT）」が策定



出典：Gov.UK HP



出典：Governo Italiano HP

「デジタル環境の子どもに関する OECD 勧告」 の構造

改定OECD勧告の構造

デジタル環境の子どもに関する OECD勧告			
セクション	安全で有益なデジタル環境の原則	包括的な政策枠組み	国際協力
サブセクション	基本的価値	リーダーシップとコミットメント	国際ネットワークの推進
	エンパワーメントと回復力	法律	情報の共有
	バランスと人権の尊重	デジタルリテラシー	地域的および国際的な能力開発を支援
	適切性とインクルージョン	エビデンスに基づく政策	国際機関との良好な協調を確保する
	責任、協力、積極的な関与の共有	チャイルドセーフティ・バイデザイン	

子どもにとって安全で有益なデジタル環境に関する原則

- II. この勧告を支持する加盟国および非加盟国（以下「支持者」）は、**子どもにとって安全で有益なデジタル環境**のために以下の原則を推進および実装するとともに、全ての関係者に対して、それらの役割に応じて、同様の促進および実装を呼びかけることを勧告する。

- **1. 基本的な価値観**

- 当事者は、デジタル環境への子どもたちの参加、又は取組に関するすべての活動において、次のことを行う必要がある。
 - a) 主な考慮事項として**子どもの最善の利益**を支持する。
 - b) デジタル環境において**子どもの権利**をどのように**保護**および**尊重**できるかを特定し、そのための適切な措置を講じる。

包括的な政策の枠組み

- 3. 特に次の方法で、デジタル環境における子どもたちの要求を満たすための不可欠な方策として、**デジタルリテラシーを促進**する。
 - a) 子どもの**年齢、成熟度、状況**に応じて**デジタルリスクのカテゴリを明確にし、公衆に知らしめる**ために使用する**用語を統一**する。
 - b) 以下において子どもたちを支援する
 - i. **個人のデータ**がどのように**収集、開示、利用可能**となり、またはその他の方法で使用されることを理解する。
 - ii. **誤った情報や偽情報**に対処する際の**回復力を高める**ために、情報を**批判的に検討し、評価**する。そして
 - iii. **利用規約、ユーザーの救済**および**緩和作用**、およびこれらを使用して**有害なコンテンツにフラグを付けて報告**する方法を理解する。
 - c) 子どもの**デジタルリテラシーとスキルの進化**を**定期的に測定**する。

包括的な政策の枠組み

- 4. 特に次の方法で、デジタル環境において子どもたちをサポートするための**エビデンスに基づく政策**を採用する。
 - a) **法律**および**政策**の定期的な**影響評価を実施**し、それらが適切であることを確認する。
 - b) 子どもとデジタル環境に関連する使用、態度、利益、およびリスクに関する**研究を奨励および支援**する。
 - c) **エビデンスを共有**および策定するために、**企業、学界、市民社会**を含むすべての**利害関係者との調整**を図る。そして
 - d) 子どもの**プライバシー保護、データの最小化、目的制限等のデータ保護の原則**に従って、責任を持って調査が確実に行われるように努めること。

包括的な政策の枠組み

- 5. **デザインによる年齢に適した子どもの安全 (age-appropriate child safety by design)** を提供する措置の採用を特に以下の方策によって促進する。
 - a) 子どもたちの**年齢、成熟度、状況**を考慮して、彼らに不適切なコンテンツとの接触とアクセスを制限できる、**プライバシー保護、相互運用可能でユーザーフレンドリーな技術**に関する**研究、開発、採用**の促進。そして
 - b) そのような**技術の設計**により、信頼性、品質、操作性の良さ、**プライバシーに関する明確な情報**をすべての**利害関係者に提供**する。

リスクタイポロジーの概説

OECDのリスクタイプロジー

子どものデジタル環境におけるリスク

リスク・ カテゴリー	コンテンツ・ リスク	行動（振舞） 上のリスク	コンタクト・リスク	消費者リスク
横断的なリスク	プライバシーリスク（対人関係、組織上、商業利用） 先端テクノロジーリスク（例：IoT、予測、分析、バイオメトリクス） 健康と幸福に関するリスク			
リスクの症状	ヘイトコンテンツ	ヘイト的な行動	ヘイト的な遭遇	マーケティング・リスク
	有害コンテンツ	有害な行動	害を及ぼす遭遇	商用プロファイリング・リスク
	違法コンテンツ	違法な行動	違法な遭遇	ファイナンシャル・リスク
	偽情報	ユーザーの生成 による 問題的な行動	その他の問題 のある遭遇	セキュリティ・リスク

「デジタルサービスプロバイダーに向けた OECDガイドライン」の概説

デジタル サービス プロバイダー向けのガイドラインの概要

デジタル サービス プロバイダーは、子どもたちに安全で有益なデジタル環境を提供する上で重要な役割を果たす
子どもに影響を与える可能性のある際のデジタル サービス プロバイダー向けのガイダンス

チャイルドセーフティー・バイデザイン

- 安全性を考慮した製品の設計、導入、運用

情報の提供と透明性

- 子どもたちの情報へのアクセスを可能にし、明確で子どもが理解できる言葉を使用する

プライバシー、データ保護、商用利用

- 子供に危害を加える可能性のある方法でデータを使用しない

ガバナンスと説明責任

- 子どもの最善の利益を促進するための方針と手順を用意する

デジタル サービス プロバイダー向けのガイドライン

• 1：デザインによる子どもの安全

- 子ども向けのサービス、または**子どもがアクセスまたは使用することが道理的に予測できるサービスを設計および提供する**場合において、デジタルサービスプロバイダーは**予防的アプローチ**を取り、この目的を達成する必要がある。
 - a) リスクに対処するための**設計による安全アプローチの採用**を含む、製品およびサービスの設計・開発・展開・運用を通じて、**子どもに安全で有益なデジタル環境を提供**することに十分に配慮する。
 - b) **子どもがアクセスしてはならないサービスやコンテンツにアクセスできないようにするために必要な措置**を定期的に講じ、**子どもたちの健康と幸福**に悪影響を及ぼしたり、**権利**を損なう恐れがある場合は、これらの措置の有効性を継続的に検証し、必要に応じてそれらを改善する。
 - c) **技術の変化、使用の仕方の変化**、およびその結果としての子どもへの**リスクの変化**を考慮に入れ、その実践を定期的に点検および更新する。
 - d) 法律または政策により、**特定の年齢未満の子ども**がサービスにアクセスするのを防ぐために**年齢に基づく制限**を設けることが義務付けられている場合は、**リスクとプライバシー保護に比例した制限**を設け遵守されなければならない。

デジタル サービス プロバイダー向けのガイドライン

• 2 : 情報の提供と透明性

- 子どもとその親、保護者に対して**子ども向けのサービスに関する情報を提供する**場合、または**子どもがアクセスまたは使用することが合理的に予見できる**場合、デジタルサービスプロバイダーは、**簡潔でわかりやすく、容易にアクセスでき、明確で理解しやすく、年齢に適した言葉**で記述された**情報を提供**する必要がある。

デジタル サービス プロバイダー向けのガイドライン

• 3 : プライバシー、データ保護、および商用利用

- **子ども向けのデジタルサービス**を提供する場合、または子どもがそれらにアクセスまたは使用し、**個人データを収集、処理、共有、および使用**することが**合理的に予見できる**場合、デジタルサービスプロバイダーは次のことを行う必要がある。
 - a) 子ども、親、保護者に対して、**個人データの収集、開示、利用**する方法について、**簡潔でわかりやすく、簡単にアクセスでき、明確で年齢に適した言葉**で記述されている**情報を提供する**。
 - b) **個人データの収集**及びその後の**第三者による使用**または**開示**は、**子どもの最善の利益のためのサービスの提供**を達成することのために**限定する**。
 - c) **エビデンス**が子どもたちの幸福に有害であると示す方法では、**彼らのデータを使用しない**。そして
 - d) やむを得ない理由がない限り、そして子どもを有害な影響から保護するための適切な対策が講じられていない限り、eラーニングプラットフォームを含め、**子どものプロファイリング**や**自動意思決定**を許可しない。

デジタル サービス プロバイダー向けのガイドライン

• 3 : ガバナンスとアカウントビリティ

- デジタルサービスプロバイダーは、**サービスにアクセスするすべての子どもたちの最善の利益を促進**するための**方策と手順を整備**する必要がある。
- デジタルサービスプロバイダーは、**デジタル環境における子どもの権利を保護**するために実施されている**自国の政策、規制、または法律への遵守**を実証できる必要がある。

これからのILASに向けて
改定OECD勧告から得られる示唆

これからのILASに向けて 改定OECD勧告から得られる示唆

- 子どもにとって**安全で有益なデジタル環境**の整備を目指す。
- 主な考慮事項として**子どもの最善の利益**を支持する。
- デジタル環境において**子どもの権利**をどのように保護および尊重できるかを特定し、**そのための適切な措置**を講じる。

これからのILASに向けて 改定OECD勧告から得られる示唆

- 子どもたちに**インターネットリテラシー**を身に着けさせ、**回復力を醸成**し、**バランスの取れた保護**を実現できるデジタル環境を創りを目指す。
- 子どもの能力は年齢、成熟度、状況によって異なり、デジタル環境での子どもに対する**取組や政策は年齢・発達に対応するよう調整**することが必要。
- 子どもの**プライバシーを保護**し、子どもの**個人データを保護**することは、**子どもの幸福と自律性**、およびデジタル環境における彼らの要求を満たすために不可欠であることを認識する。

これからのILASに向けて 改定OECD勧告から得られる示唆

- 政府は、子たちたちがデジタルテクノロジーに対して自信を持った有能なユーザーとなり、回復力を育み、害を減らし、**デザインにより安全なデジタル環境を確立**できることを可能にする**政策と規制**が必要。
- 子どもたちに安全で有益なデジタル環境を提供する上で、**デジタルサービスプロバイダーが重要な役割**を担っている。